

遊休農地に関する措置に係る事務処理について

平成28年 9 月制定

令和 5 年 3 月改定

令和 6 年 3 月改定

令和 7 年 3 月改定

(公財)やまぐち農林振興公社

農地法第32条に基づく利用意向調査において農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合の農地法第35条第1項に基づく通知及び「農地法の運用について」第3の5に基づき農業委員会から農地中間管理機構へ農地等の状況についての情報提供を行う場合の具体的手続については、次のとおりとする。

1 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合の取扱い

ア 「農地法第35条1項」に基づく通知は、様式1-1及び様式2-1（遊休農地リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ通知すること（3月末以降に利用意向調査の意向の表明があったものについては、毎月末締めで通知すること）。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、下記3の中間管理権の取得に係る運用基準（以下「運用基準」という。）に適合するかどうかについて、様式2-1の所定の欄に意見を記載して通知すること。

イ 機構は、上記アの通知を受領後、運用基準に適合する農地をリストに取りまとめて市町担当課へ通知するとともに、市町担当課及び農業委員会と連携して地域計画の策定・変更時に地域の担い手へ農地情報を提供する。

ウ 機構は、運用基準に適合しない農地については、「農地法第35条第2項に基づく通知」を農地所有者等（様式3-1）及び市町農地中間管理事業担当課経由で農業委員会（様式3-2）に送付する。

2 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合以外の農地中間管理機構への情報提供について

ア 「農地法の運用について」第3の5の(3)の規定による情報提供は、様式1-2及び様式2-2（遊休農地情報提供リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ情報提供を行うこと。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、運用基準に適合するかどうかについて、様式２－２の所定の欄に意見を記載して情報提供すること。

イ 機構は上記アの情報提供を受領後、その農地が３の運用基準に適合しないと判断した場合は、「「農地法の運用について」第３の５（３）による情報提供に対する結果について」（様式４）を農業委員会に対して送付する。

３ 機構が中間管理権を取得する農地の運用基準について

機構は、上記１による通知及び上記２による情報提供のあった農地が、次のいずれにも該当しない場合に、山口県農地中間管理事業規程の第２に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものと判断する。

- ① 農業振興地域外の農地
 - ② 農業委員会による利用状況調査において、再生不能と判断されている荒廃農地
 - ③ 当該農地の現況について、次のいずれかに該当する農地
 - ア 農地への進入路がない農地
 - イ 隣接地との境界が明確でない農地
 - ウ 用水・排水が確保できない農地
 - エ 一筆あたりの面積が狭小な農地
- ※「狭小」の基準は10アール未満を基本とするが、当該農地の個別の状況に応じて10アール未満であっても基準に適合すると判断することがある
- ④ 受け手への貸付の可能性が著しく低いと認められる農地
（具体例）
 - ア 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効率的に利用することが著しく困難な農地
 - イ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的見込みもない農地
 - ウ その他

【参考】 勧告対象農地の取扱いについて

農業委員会は、農地法第36条第１項の各号に該当する場合は、当該農地の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に関し機構と協議すべきことを勧告することとされているが、上記１のイ、ウ及び上記２のイに該当する農地は、農地法第36条第１項ただし書の「正当な事由」に該当するため、勧告の対象とはならない。

但し、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地について

は、上記 1 のイ、ウ及び上記 2 のイに該当する場合であっても勧告の対象となるので留意する必要がある。

なお、農業委員会が農地法第36条第 1 項に基づく勧告を行った場合は、「農地法事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」別紙 1 様式例第13号の 9 により、機構に対し勧告を行った旨の通知を行うこと。

（参考）

◎勧告の対象外農地について（「農地法の運用について」第 3 の 6 （2）ア）

- （1） 機構が法第35条第 2 項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会及び所有者等に通知した場合
- （2） 機構に対して農地所有者が貸付を行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
- （3） （1）に掲げるもののほか、機構から、その農地が農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合しない旨の通知があった場合

◎勧告の撤回（「農地法の運用について」第 3 の 6 （3））

- （1） 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
- （2） 機構との借入協議の結果、当該農地を機構が借り受けた場合
- （3） 知事の裁定により、機構が農地中間管理権を取得した場合
- （4） （1）～（3）に該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 様
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇市町農業委員会
会長

農地法第35条第1項に基づく通知

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

農地の所在及び所有者の連絡先

- ・別添遊休農地リスト（様式2 - 1）のとおり

様式 1 - 2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 様
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇市町農業委員会
会長

「農地法の運用について」別添第 3 の 5 の (3) に基づく情報の提供について

「農地法の運用について」通知第 3 の 5 の (3) に基づき、農地利用意向調査の対象となった農地に係る情報について、下記のとおり提供します。

ついては、当該農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに通知してください。

記

対象農地の情報及び当該農地に係る農業委員会意見等
・別添遊休農地情報提供リスト（様式 2 - 2）のとおり

(1) オレンジ着色してある項目については、記入を必須とする。

(2) ①から⑨までの項目については、以下のとおり、記入するものとする。

① 農地通し番号 : 連続した番号「1、2、3・・・」を記入すること

② 共有者 : 共有持分を有する者を記入すること

③ 相続人 : 登記名義人が死亡の場合は相続人を記入すること

④ ほ場整備の状況 : 実施済みは「1」、未実施は「2」を記入すること

⑤～⑦ 各項目 : 有りの場合は「1」、無しの場合は「2」、不明の場合は「3」を記入すること

⑧ 市町登録希望意見欄 : 極大な農地(登記面積が1,000㎡未満の農地)及び項目⑤～⑦の有無に関わらず、当該農地について市町で貸付先を探さなければならない場合は「1」、貸付先が見つかる見込みがない場合は未記入とすること

⑨ 農業委員会・農政部局意見欄 : ⑧の項目で記入がない場合、以下の「ア～ウ」のいずれかを記入すること

- ・ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的な見込みもない場合は「ア」
- ・ 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効果的に利用することが著しく困難な場合は「イ」
- ・ その他の場合は「ウ」

記載注意

- (1) オレンジ着色してある項目については、記入を必須とする。
- (2) ①から⑨までの項目については、以下のとおり、記入するものとする。
- ① 農地通し番号 : 連続した番号「1、2、3・・・」を記入すること
- ② 共有者 : 共有持分を有する者を記入すること
- ③ 相続人 : 登記名義人が死亡の場合は相続人を記入すること
- ④ ほ場整備の状況 : 実施済みは「1」、未実施は「2」を記入すること
- ⑤～⑦ 各項目 : 有りの場合は「1」、無しの場合は「2」、不明の場合は「3」を記入すること
- ⑧ 市町登録希望意見欄 : 極大な農地（登記面積が1,000㎡未満の農地）及び項目⑤～⑦の有無に問わず、当該農地について市町で貸付先を探す必要がある場合は「1」、貸付先が見つかる見込みがない場合は未記入とすること
- ⑨ 農業委員会・農政部局意見欄 : ⑧の項目で記入がない場合、以下の「ア～ウ」のいずれかを記入すること
- ・ 周辺で抱い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的な見込みもない場合は「ア」
 - ・ 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効果的に利用することが著しく困難な場合は「イ」
 - ・ その他の場合は「ウ」

様式 3－1（農地の所有者等あて）

番 号
年 月 日

（該当 農地所有者） 様

（山口県農地中間管理機構）
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく通知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、あなたの所有する別紙の農地については、農地が所在する市町の農業委員会から、農地利用意向調査において農地中間管理事業を活用する意向を示していただいたとの通知を受けたところですが、このたびは下記の理由により当機構では借受できないと判断しましたので、お知らせします。

なお、今後、当該農地に関するご相談等につきましては、農地が所在する市町の農業委員会にご連絡くださいますようお願いいたします。

記

○ 当該農地の現況について、次のいずれかに該当する農地であるため。

- ア 農地への進入路がない農地
- イ 隣接地との境界が明確でない農地
- ウ 用水・排水が確保できない農地
- エ 一筆あたりの面積が狭小な農地

※「狭小」の基準は 10 アール未満を基本とする。

様式 3 - 2 (農業委員会あて)

番 号
年 月 日

(市町) 農業委員会
会長 様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく通知について

当機構の業務運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

年 月 日付け 第 号で通知のありました別紙の農地は、当機構で定める農地中間管理権の取得基準に適合しないため、農地中間管理権を取得しないこととなりました。

なお、当該農地の所有者等へは、年 月 日付けにて別添のとおり通知する予定ですので、今後の取扱いについて御検討いただくようお願いします。

様式 3－3（農地中間管理事業担当部課あて）

番 号
年 月 日

（市町）農地中間管理事業担当部課長 様

（山口県農地中間管理機構）
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく通知について

当機構の業務運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

年 月 日付け 第 号で通知のありました別紙の農地は、当機構で定める農地中間管理権の取得基準に適合しないため、農地中間管理権を取得しないこととなりましたので、農業委員会に伝達してください。

なお、当該農地の所有者等へは、年 月 日付けにて別添のとおり通知する予定ですので、今後の取扱いについて御検討いただくようお願いします。

様式 4

番 号
年 月 日

(市町) 農業委員会会長 様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

「農地法の運用について」別添第 3 の 5 (3)
による情報提供に対する結果について

当機構の業務運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日付け第 号で貴農業委員会から情報提供いただきました別紙の農地については、当機構で定める中間管理権の取得基準に適合しないと判断しましたので、御了知願います。

(参考様式)

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 様

〇〇市町農地中間管理事業部課長

農地法第 35 条第 1 項に基づく通知について（送付）

このことについて、年 月 日付け第 号により〇〇市町農業委員会から下記のとおり提出されましたので、送付します。

記

提出内容

- ・ 農地法第 35 条第 1 項に基づく通知（様式 1－1）
- ・ 遊休農地リスト（様式 2－1）

(参考様式)

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 様

〇〇市町農地中間管理事業部課長

「農地法の運用について」第3の5の(3)に基づく
情報の提供について(送付)

このことについて、年 月 日付け第 号により〇〇市町農業委員会から下記のとおり提出されましたので、送付します。

記

提出内容

- ・「農地法の運用について」第3の5の(3)に基づく情報の提供について(様式1-2)
- ・遊休農地情報提供リスト(様式2-2)